

2014年(平成26年)3月25日 火曜日

Q 従業員が退職後に同業他社に就職するのを防ぎたいと考えています。どのようにすればよいのでしょうか。

A 従業員が同業他社に就職しない義務のことを「競業避止義務」といいます。在職中の従業員であれば労働契約に基づいて誠実義務を負いますので、会社と競業行為を行うことはできませんが、退職した場合には労働契約も終了するため、一般的には競業避止義務を負いません。そのため

退職後の競業行為防げる?



Q 従業員が退職後に同業他社に就職するのを防ぎたいと考えています。どのようにすればよいのでしょうか。

A 従業員が同業他社に就職しない義務のことを「競業避止義務」といいます。在職中の従業員であれば労働契約に基づいて誠実義務を負いますので、会社と競業行為を行うことはできませんが、退職後も競業避止義務を有効とするには従業員との間で個別の合意、または就業規則や労働協約の定めなど特約終了するため、一般的には競業避止義務を課す必要はありません。そのため、ただし特別の根拠がある場合は、過度の制約になつていいか、という視点から判断され

従業員と個別の合意を

具体的には①従業員が秘密に接する地位・職務にある②会社の正当な利益（秘密）の保護を目的とする③競業制限の対象職種・期間・地域が過度の制約になつていい（期間は1～2年が限度）④代償措置の存否・内容（機密保持手当等）一など諸事情を総合考慮して判断されます。

退職後の競業避止義務については採用時に合意書に署名、押印を求めるだけでなく、昇進や配置転換時に併せて従業員の特性に応じた個別合意書を取扱ることが適切です。

競業避止義務に違反した場合には退職金の減額・不支給、競業行為の差し止め、損害賠償請求などが考えられます。ですが、事案ごとに裁判例も肯定する場合と否定する場合があります。実際に合意書を作成する際には弁護士など専門家に相談することをお勧めします。（弁護士 松田健太郎）